

入札説明書

文化会館整備工事

令和5年10月

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課

入 札 説 明 書

文化会館整備工事に係る入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記の8に従い、説明を求めることができます。

1 公告日 令和5年10月17日（火）

2 契約者 奈良県知事 山下 真

3 競争入札に付する事項

(1) 工事名 文化会館整備工事

(2) 工事場所 奈良市登大路町 地内

(3) 工事概要 文化会館整備工事

RC造一部S造

地上3階地下2階建

延べ面積 約18,112.62㎡

ア 小ホール新築工事

イ 耐震補強工事

ウ 特定天井改修工事

エ 国際ホール改修工事

オ 中庭屋内化工事

カ 外部階段除却工事

キ エレベーター設置及び改修工事

ク エスカレーター設置工事

ケ 内装改修工事

コ 内外部改修工事

サ 前庭東部階段再整備工事

シ 敷地北東部擁壁改築工事

ス アからシまでに係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台演出設備工事及び舞台音響設備工事

(4) 工事期間 27の奈良県議会の議決の日から令和9年3月19日まで（予定）

4 予定価格の額及び調査基準価格の額

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税を含みます。以下同じ。）は、
金15,519,988,000円です。

(2) 調査基準価格（消費税及び地方消費税を含みます。以下同じ。）は、
金14,278,388,300円です。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築一式の資格を有する建設業者2者、3者又は4者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、10に定める競争入札参加資格の確認を受け、13に定め

る技術提案書等の提出をし、内容が適正であることの確認を受けた者で、18に定める入札保証金の納付等の手続を完了したもののみが、この工事の入札に参加することができます。ただし、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）は、2以上の共同企業体の構成員として、この工事の入札に参加することはできません。

(1) 共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上、4者の場合はいずれも15%以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率であること。

(2) 共同企業体構成員が、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社総企画設計

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町1-30-5

なお、「この工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次の（ア）又は（イ）に該当する者をいいます。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 平成30年6月7日以降に、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部（森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る。以下同じ。）、県土マネジメント部又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体構成員として工事を契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱

要領」別紙1 (<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>) に定める対象工事における奈良県食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値、県土マネジメント部の平均値並びに水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。) が75点未満の場合は、その工事が完成し、かつ、引渡し完了していること。ただし、共同企業体構成員に対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなします。

ケ 共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たしていること。

(ア) 代表者

① 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）の結果における建築一式工事の総合評価値が1,000点以上であること。

② 次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名配置できること。

ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。

ア 一級建築施工管理技士、一級建築士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。

イ 平成20年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日までに完成し、引渡し完了した建築一式工事の従事経験を有する者であること。

ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

エ 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内の建築工事業の「監理技術者資格者証」及び競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前5年以内に講習の課程を修了した者であることを確認できる「監理技術者講習修了証」（監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるものを含む）の交付を受けている者であること。

(イ) (ア) 以外の共同企業体構成員

① 経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評価値が900点以上であること。

② 次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名配置できること。

ア 一級建築施工管理技士、一級建築士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。

イ 平成20年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日までに完成し、引渡し完了した建築一式工事の従事経験を有する者であること。

ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 共同企業体構成員のいずれかにおいて、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。

なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができません。

6 入札説明書等、現場説明書等の交付期間及び交付方法

入札説明書等及び現場説明書等は次により交付します。

(1) 交付期間 令和5年10月17日（火）から同年11月13日（月）午後4時までの

期間

- (2) 交付方法 奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページからダウンロードしてください。

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/1642.htm>

なお、ダウンロードした入札説明書、現場説明書等において不明瞭な箇所がある場合は、7の(1)で示す日時及び場所において、閲覧することができます。

7 設計図書等の閲覧及び貸出等

- (1) 次により設計図書等を閲覧することができます。

また、閲覧時に申出をした者には、電子データにより設計図書等を貸し出します。

- ア 日時 令和5年10月17日(火)から同月27日(金)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時まで及び奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」といいます。))を除きます。

- イ 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部施設整備推進室企画管理係
(奈良県庁主棟4階)
電話 0742-27-8806(直通)

- (2) (1)により貸し出した設計図書等は、持参又は郵送により返却してください。

- ア 返却期日 令和5年12月25日(月)まで

- イ 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部施設整備推進室企画管理係
(奈良県庁主棟4階)

※上記期間において、県の休日は除きます。

8 設計図書等に関する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子メールにより提出してください。

- ア 提出日時 令和5年10月30日(月)午前10時から午前11時まで

- イ 提出先 奈良県文化・教育・くらし創造部施設整備推進室長あて
メールアドレス shisetsu@office.pref.nara.lg.jp

- ウ 提出方法 電子メールにより提出してください。郵便等、その他の提出方法によるものは受け付けません。

- エ 提出様式 奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページに掲載している様式により提出してください。

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/1642.htm>

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

- ア 日時 令和5年11月7日(火)(予定)

- イ 場所 奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページに掲載します。

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/1642.htm>

9 奈良県建設工事等競争入札参加資格を有しない者の参加

5に定める奈良県建設工事等競争入札参加資格を有していない者でこの工事の入札に参加

しようとする者は、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）に基づき、競争入札参加資格審査申請書を奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課へ令和5年10月30日（月）までに提出してください。

10 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料を提出しない者、並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、この工事の入札に参加することができません。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の提出

対象書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 S 1 - 2（押印したもの）、様式 S 2、様式 S 3 - 2、様式 S 6 及び S 9 ・ 委任状 ・ 様式 S 3 - 2、様式 S 6 及び様式 9 に添付すべき書類の写し
提出方法	書留郵便
提出期限	令和5年10月30日（月）午後4時まで （期限までに到着したもののみ有効）
提出場所	11の（1）のイに同じ 奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長あての親展としてください。
封筒の表書き	共同企業体の名称及び「12月25日開札 文化会館整備工事競争入札 参加資格確認申請書等及び添付資料在中」と朱書で記載。
作成・提出にかかる費用	申請者負担

競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の提出は書留郵便に限ります。また、表封筒に共同企業体の名称及び「12月25日開札 文化会館整備工事 競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料在中」と朱書するとともに、奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長あての親展として、令和5年10月30日（月）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）に11の（1）のイに定める場所へ到着するようにしてください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 競争入札参加資格確認申請書は様式 S 1 - 2 により作成してください。

ウ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（ウ）のとおりとし、次に従い作成してください。

なお、（ア）及び（イ）については、共同企業体構成員ごとに作成してください。

また、（ウ）については、共同企業体構成員のいずれかにおいて作成してください。

（ア）設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

5の（2）のエに定める設計業務受託者との関連、5の（2）のケに定める経営

事項審査の総合評定値等を様式 S 3 - 2 に記載し、総合評定値通知書の写しを添付してください。

(イ) 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

5 の (2) のケに掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式 S 6 に記載してください。また、5 の (2) のケの配置予定技術者の資格等を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類 (「竣工登録工事カルテ受領書」等) 及び3か月以上の雇用関係を証明する書類 (健康保険被保険者証の写し等) を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し (裏面含みます。) 及び競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前5年以内に講習の課程を修了した者であることが確認できる監理技術者講習修了証の写し (監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は添付は不要です。) を添付してください。

様式 S 6 は、複数名分を提出することができます。ただし、この工事の現場に配置する技術者は、様式 S 6 で提出した配置予定技術者かつ14のヒアリングに出席した者から選任しなければなりません。

(ウ) 現場代理人報告書

5 の (3) に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式 S 9 に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類 (健康保険被保険者証の写し等) を添付してください。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日をもって行うものとし、その結果は令和5年11月6日 (月) までに郵便により通知します。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の差し替え、追加及び再提出は認めません。

エ 競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先

34の (1) に同じ。

11 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和5年11月8日 (水) まで (県の休日を除きます。) の午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除きます。)

イ 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係
(奈良県庁主棟4階)

ウ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送等、その他の提出方法によるものは受け付けません。

(2) 説明を求められたときは、令和5年11月10日 (金) までに、説明を求めた者に対して書面により回答します。

12 総合評価に関する事項

(1) 技術提案に係る事項

技術提案に係る事項は、具体的には落札者決定基準によります。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び(1)の技術提案をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、(3)の総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」といいます。)の最も高い者を落札者とします。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の110分の100に相当する金額(以下「入札書比較価格」といいます。)の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがあります。

ア 入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であること。

イ (1)の技術提案の内容が適正であること。

(3) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を54点とします。

イ 「加算点」は、技術提案についての評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行います。ただし、「加算点」の合計が減点により0点を下回る場合は、この工事の入札に参加することができません。

(4) 技術提案に関する事項は、具体的には以下のとおりです。なお、各評価項目について、落札者決定基準に定められた提案数まで記載できるものとし、所定の提案数を超える提案が記載されている場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。

ア 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目①(2提案)(最大2提案まで記載できません)

本工事で施工するコンクリートの品質確保について具体的な工夫を提案・実施する。ただし、コンクリートの配合、補強材の追加及び施工時期に関する提案を除く。

イ 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目②(2提案)(最大2提案まで記載できません)

多数の来訪者が使用する会館であることから、床仕上げの維持管理性を確保するための具体的な工夫(別紙「技術提案箇所図1」に記載する技術提案箇所において実施する対策とする。)を提案・実施する。ただし、材質の変更に関する提案を除く。

ウ 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目③(2提案)(最大2提案まで記載できません)

エントランスホール及びアトリウムは多数の来訪者が使用することから、屋根及び天井の品質確保について具体的な工夫(別紙「技術提案箇所図2」に記載する技術提案箇所において実施する対策とする。)を提案・実施する。ただし、材質の変更、構造及び工法の変更に関する提案を除く。

エ 社会的要請の対応に関する項目①(1提案)

本工事の工事車両出入口は、通行量の多い歩道に面していることから、施工時における歩行者及び自転車に対する安全対策について具体的な工夫(別紙「技術提案箇所図3」に記載する技術提案箇所(工事車両出入口)において実施する対策とする。)を提

案・実施する。ただし、交通誘導員に関する提案を除く。

オ 社会的要請の対応に関する項目②（1提案）

本工事は住宅等が隣接していることから、周辺環境への負荷（騒音）を軽減するための具体的な工夫（解体工事において実施する対策に限る。）を提案・実施する。ただし、仮囲い及び足場の防護シートに関する提案を除く。

カ 社会的要請の対応に関する項目③（1提案）

本工事は住宅等が隣接していることから、周辺環境への負荷（粉塵）を軽減するための具体的な工夫（解体工事において実施する対策に限る。）を提案・実施する。ただし、仮囲い及び足場の防護シートに関する提案を除く。

キ 配置予定技術者の技術提案に対する理解度

共同企業体構成員全ての配置予定の主任（監理）技術者の技術提案の記載内容に対する理解度。ヒアリングで聞き取り判断をします。

(5) 評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準のとおり。

13 技術提案書等の内容確認

この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める様式により12の（4）のアからカに定める事項を記入した技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）を次のとおり提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者及び技術提案書等が適正でない者（未記載及び技術提案内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この工事の入札に参加することができません。

(1) 技術提案書等の提出

ア 提出期限 令和5年11月13日（月）午後4時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

イ 提出場所 11の（1）のイに同じ。

ウ 提出部数 書面により各1部（ただし、様式8-6①、様式8-6②、様式8-6③、様式8-7①、様式8-7②及び様式8-7③については各2部）提出

エ 提出方法 書留郵便に限ります。封筒の表に共同企業体の名称及び「12月25日開札文化会館整備工事 技術提案書在中」と朱書してください。奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長あてとしてください。

(2) 技術提案書等の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 技術提案書は様式7により作成してください。

ウ 技術提案を様式8-6①、様式8-6②、様式8-6③、様式8-7①、様式8-7②及び様式8-7③に記載してください。

エ その他

(ア) 提出された技術提案書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

(イ) 提出された技術提案書等は、返却しません。

(ウ) 提出された技術提案書等の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

(エ) 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって、この工事の入札を辞退したものとみなします。

14 技術提案に関するヒアリング

13による技術提案書等の提出のあった入札参加者に対して、ヒアリングを行います。

- (1) 日 時 入札参加者ごとに別途通知（郵送）します。
- (2) 出席者 共同企業体構成員全ての配置予定の主任（監理）技術者
ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれません。
- (3) 出席者に係る費用 提出者の負担とします。
- (4) 技術提案書等の提出者に対する適否の通知
技術提案の適否の審査結果については、令和5年12月15日（金）までに郵便により通知します。

15 技術提案の適否に対する理由の説明

- (1) 技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、その理由について、次に従い、書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。
 - ア 提出期限 令和5年12月19日（火）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）
 - イ 提出場所 11の（1）のイに同じ。
 - ウ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送等、その他の提出方法によるものは受け付けません。
- (2) 説明を求められたときは、令和5年12月21日（木）までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

16 入札の手続

(1) 入札書等の提出

入札書（様式N-1）は書留郵便により提出してください。入札書の宛名は「奈良県知事 山下 真」としてください。記入に際しては、「入札書記載例」を参照してください。

また、郵送は二重封筒とし、表封筒に共同企業体の名称及び「12月25日開札 文化会館整備工事 入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書及び工事費内訳書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をしてください。「入札書に係る封筒の記載例」を参照してください。「奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長」あての親展として令和5年12月22日（金）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）に11の（1）のイに定める場所へ到着するようにしてください。

(2) 留意点

- ア 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- イ 入札執行回数は1回とします。
- ウ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- エ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過したときをもって、この工事の入札を辞退したものとみなします。

オ 入札書に記載する金額は技術提案書等で評価された内容を反映していなければなりません。

17 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「共同企業体の名称」、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 工事費内訳書を提出しない場合
 - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格（入札書記載金額）」欄に記載された額とが異なっている場合
 - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 工事費内訳書において示された各項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合

18 入札保証金の納付等

この工事の入札に参加しようとする者は、その見積る契約金額（消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額をいいます。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条第2項第1号から第6号までに掲げるもの（以下「国債その他の有価証券等」といいます。）の提供又は銀行若しくは知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除きます。）をいいます。以下「銀行等」といいます。）の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができます。

また、保険会社との間に知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者又は金融機関等（銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいいます。以下同じ。））と契約保証の予約をした者は、入札保証金の納付を免除します。

(1) 入札保証に係る書類の提出

- ア 提出期間 令和5年10月18日（水）から同年12月22日（金）の午後4時まで（県の休日を除きます。）
- イ 提出場所 11の（1）のイに同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵便によります。
 - （ア）持参による場合
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）。
 - （イ）郵便による場合

郵便は書留郵便に限ります（期限までに到着したもののみ有効とします。）。封筒の表に共同企業体の名称及び「12月25日開札 文化会館整備工事 入札保証に係る書類在中」と朱書きし、奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長あての親展としてください。また、16の（1）に定める郵便入札による入札書等の提出をする表封筒に同封することができます。

(2) 入札保証に係る書類の作成等

- ア 入札保証に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。また、理

由の如何にかかわらず、入札保証に要する費用は返却しません。

イ 入札保証に係る書類については、案件が特定できるように<工事名>を記載するようにしてください。また、共同企業体の名称も記載するようにしてください。

ウ 保証期間又は保険期間は、入札保証に係る書類の提出日から令和6年3月29日（金）までを含むものであることを要します。

エ 複数の入札保証による納付等は認めません。

オ 一度受領された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更を一切認めません。ただし、開札の結果、奈良県文化・教育・くらし創造部低入札価格調査制度に係る調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者であって、契約保証の予約をしたことにより入札保証金の納付を免除されたものについては、契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行う変更契約保証予約証書の提出を求めることがあります。

カ 入札保証について、次の表に定めるものを満たさない者の行った入札は無効とします。

1 未納付であると認められる場合	(1)	入札保証の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証である場合
	(3)	入札保証が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付者名に誤りがある場合
4	その他未納付又は書類に不備がある場合	

(3) 入札保証金の納付等に関する問い合わせ先

34の(4)に同じ。

なお、入札保証金の納付又は国債その他の有価証券等の提供による場合については、所定の手続に日を要しますので、令和5年11月13日（月）までに連絡してください。

(4) その他

落札者が契約を締結しない場合には、契約規則第11条の規定に基づき、入札に係る損害賠償を求めるものとします。

19 開札の日時等

(1) 開札の日時 令和5年12月25日（月） 午後2時

(2) 開札の場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁主棟5階第一会議室

(3) 入札参加者で希望する者は開札に立会うことができます。希望者多数の場合は希望者の中から入札執行者が選任します。立会い希望者がいない場合は、当該入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行うものとします。

20 入札の無効

5に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等が適正でない者の行った入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効又は失格とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、本県により競争入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札の日までの間において入札参加停止を受けた者、工事参入制限を受けた者等開札時点において5に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は、無効とします。

21 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書等の内容が適正である者のうち、12の(3)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2人以上あるときは、開札終了次第、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引きを辞退することはできません。代理人が「くじ」を行う場合は委任状を持参し提出してください。当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない奈良県職員が代わりに「くじ」を引きます。

なお、落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を郵便により通知します。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県文化・教育・くらし創造部低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に11の(1)のイに定める場所へ提出するとともに、奈良県文化・教育・くらし創造部低入札価格審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、当該書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

- (4) (1)にかかわらず、次に該当する者が、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った場合は失格となります。

平成30年6月7日以降に、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が75点以上の者で、その工事が完成・引渡し完了していない者。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなします。

22 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。

- (2) 23の(2)にかかわらず、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合又は契約保証を受けられない場

合は、契約は締結できません。

- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「文化・教育・くらし創造部建築工事重点監督実施要領」第7条に基づく品質管理を実施することとします。
- (5) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合には、仮契約の締結が遅れ、令和6年2月議会への上程ができなくなったときは、次の議会で議決があるまでの間、この工事の着工が延期になることがあります。

23 契約の手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 契約保証金

当該契約者は、本契約の成立と同時に、請負代金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、国債その他の有価証券等、銀行等の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、保険会社との間に知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 契約書作成の要否等

要します。落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき落札者の決定の日から遅滞なく仮契約を締結するものとします。

24 技術者の配置

落札者は10の(2)のウの(イ)に定める資料に記載した配置予定技術者(当該書面を複数名分提出した場合には、そのうち14に定めるヒアリングに出席した者から1名)をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

25 公契約条例の適用

この工事は、奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」といいます。)第2条第2号に規定する特定公契約として契約するものであり、公契約条例第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第8条から第17条までの規定の適用を受けるものとします。

この契約の受注者となった者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則(平成26年10月奈良県規則第33号)を遵守し、契約書に添付する「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は、奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

26 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、5の(2)のケの(ア)の②に定

める技術者（以下「配置を要する技術者」といいます。）と同様の要件を満たす技術者を、共同企業体の代表者において、配置を要する技術者とは別に、専任で1名現場に配置しなければなりません。

- (2) 当該技術者は、施工中は、配置を要する技術者を補助し、配置を要する技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を配置を要する技術者の通知と同様に奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長に通知してください。

27 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を経て契約が成立するものとします。

28 契約の不締結

落札決定後、奈良県議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員のうち1者以上について次に掲げる（1）から（8）までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められたときは、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が当該構成員を除いて特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書の変更を申し出た場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め2者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

- (1) 競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けたとき。
- (2) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) (4) 及び (5) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（2）から（6）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、（2）から（6）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（7）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

29 契約の解除

契約締結後、契約者について28の（2）から（8）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、違約金を納付

しなければなりません。

30 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

31 代表者等の変更時の手続き

共同企業体の代表者及び共同企業体構成員の住所、名称及び代表者名又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）の住所、名称及び代表者名に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。

32 手続における交渉の有無

無

33 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

34 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 競争入札参加資格確認申請書等を担当する部課の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係（奈良県庁主棟4階）

電話 0742-27-8478（直通）

(2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格審査申請を担当する部課の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課公共工事契約管理係

（奈良県分庁舎6階）

電話 0742-27-7425（直通）

(3) 技術提案書等に関する問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ（奈良県分庁舎6階）

電話 0742-27-7608（直通）

(4) 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係（奈良県庁主棟4階）

電話 0742-27-8478（直通）

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

奈良県知事 山下 真 様

共同企業体の名称
共同企業体の代表者の住所・名称及び代表者名
電話番号
F A X 番号
共同企業体構成員の住所・名称及び代表者名
共同企業体構成員の住所・名称及び代表者名
共同企業体構成員の住所・名称及び代表者名

印
印
印
印

今回、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため
代表者とする 特定建設工事共同企業体を結成したので、令和5年10月17日付けで公告のありました 文化会館整備工事に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、この申請書及び添付書類の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

構成員の名称及び代表者名	所在地	出資比率 ^(%)	許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設工事の種類

記

申請書類

1. 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書 (様式 S 2)
2. 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面 (様式 S 3 - 2、全構成員分)
3. 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書 (様式 S 6、全構成員分)
4. 現場代理人報告書 (様式 S 9)

※申請する共同企業体構成員の数に応じて作成してください。

(様式 S 2)

特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書

(目 的)

第 1 条 当特定建設工事共同企業体は、次の建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 奈良県発注に係る「文化会館整備工事」(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。

以下、「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名 称)

第 2 条 当特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同
企業体(以下「当共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当共同企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3
カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にか
かわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

県	市	町	番地
	建設株式会社		
県	市	町	番地
	建設株式会社		
県	市	町	番地
	建設株式会社		
県	市	町	番地
	建設株式会社		

(代表者の名称)

第 6 条 当共同企業体は、建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当共同企業体を代表してその権限
を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代
金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する
権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者
と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

建設株式会社	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する

ものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は 銀行とし、同共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合においては、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなく

なった場合においては、従前の代表者に替えて、他の構成員全体及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社と 建設株式会社と 建設株式会社と
建設株式会社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社 代表者	印

※申請する共同企業体構成員の数に応じて作成してください。

※日付欄は、競争入札参加資格確認申請書（様式S 1-2）に記載の日付以前を記入してください。

(様式 S 3 - 2)

設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

商号又は共同企業体構成員の名称：

1 この工事の入札に係る設計業務の受託者との資本又は人事面における関連について

(1) 当該設計業務の受託者の発行済株式の保有率又は出資総額に占める出資率

%

(2) 代表権を有する役員が当該設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における役員の氏名

役員の氏名

関連があります。

上記のとおり当該設計業務の受託者と資本又は人事面において

関連がありません。

((1)及び(2)に記入し(該当がない場合もその旨を記入)、関連の有無についてどちらかに○を付けてください。)

2 経営事項審査の結果について

審査基準日	総合評定値
年 月 日	点

(総合評定値通知書の写しを添付してください。)

※共同企業体構成員単位で作成してください。

(様式 S 6)

配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

氏 名	(年 齢 才)	
所 属 (会社名・部署名)		
採用年月日	年 月 日	
法令による免許等	一級建築施工管理技士 年取得 一級建築士 年取得 その他 () 年取得 監理技術者資格者証 年交付 [交付番号] 監理技術者講習修了証 年交付 [交付番号]	
工 事 経 歴	工 事 名	
	発 注 者	
	施 工 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	受 注 形 態	(単体又は共同企業体 [構成員名・出資比率])
	工 事 概 要	
	工 法 (工事種別)	
	従 事 役 職	

※受注形態は単体又は共同企業体の別を記載してください。

※ 入札説明書5の(2)のケの資格等を証する書面、従事経験が証明できる書類(「竣工登録工事カルテ受領書」等)及び3か月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等)等を添付してください。また、監理技術者を置くことが必要な場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるものを含みます。)の写しを添付してください。

※工事概要についてはできる限り詳細に記入してください。

(完成・引渡しの完了したもののうち、できる限り最近の工事実績を記入してください。)

※共同企業体構成員単位で作成してください。

(様式S9)

現場代理人報告書

氏名	(年齢 才)
所属 (会社名・部署名)	
採用年月日	年 月 日

※3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(参考様式)

委任状

私は、〇〇・△△特定建設工事共同企業体 代表者
に対し次の事項を委任します。

代表取締役

- 1 工事名 文化会館整備工事
- 2 工事場所 奈良市登大路町 地内

上記工事にかかる競争入札参加資格確認申請書、入札書及び工事費内訳書を郵便
において提出することに関する一切の行為。

令和 年 月 日

奈良県知事 山下 真 様

〇〇・△△特定建設工事共同企業体

(構成員)

△△建設株式会社

代表取締役 △△△△

印

※共同企業体構成員毎に作成してください。

※日付欄は、競争入札参加資格確認申請書(様式S 1-2)に記載の日付以前を記入してください。